


# 2019 年度監査報告書


2020 年 5 月 28 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会 長 田 中 宏 殿

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

監 事 橋本里見 

監 事 浅野克彦 

私たち監事は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下、本会と言う）定款 22 条に基づき、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 2019 年度の事業執行並びに財産状況について監査を実施しました。

本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

## 1、監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、財務諸表並びに収支計算書の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの事業報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、事業執行の妥当性を検討しました。

## 2、監査の結果

- (1) 会計帳簿は、決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。事業報告書は、昨年度の本会事業・運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の会務執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 公益法人に課されている遊休財産の保有制限が超過となっているため県への報告を行うこと。

## 3、意見

今回の監査において特記するべきは、2019年9月に日本診療放射線技師学術大会が初めて埼玉県で開催され参加登録数2499人という大成功で終了したことです。この全国大会に関わった実行委員の皆様をはじめ参加していただいた埼玉県会員の皆様には感謝申し上げたいと思います。

ほかの事業計画についても、ほぼ計画通りに遂行してきましたが、年度の終わりの時期に新型コロナウイルスの影響によりいくつかの事業を中止せざるを得ない状況となり満足のいく事業遂行評価とはなりません。また、会計面では埼玉放射線学術大会等比較的大きな事業が開催できなかったことにより、遊休財産の保有制限がクリアできなかったことについては県への報告を適切に行うことを申し添えます。

以上、2019 年度の活動について若干の意見を述べさせていただきました。会員の皆様におかれましては、今後の本会の事業に関してのご協力とご理解をお願い致します。

以上